

北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」） の計画認定申請への対応について

平成19年10月10日付けで苫小牧市から申請のあった次のチャレンジパートナー特区
について、次のとおり決定しましたので、公表いたします。

1 計画の概要

申請主体	苫小牧市
計画の名称	営業時間外における救急医療体制エクспанション特区
計画の概要	時間外救急医療に関して、苫小牧市民薬局を活用した院外処方体制を敷いているが、薬剤師の数的問題からこれ以上の拡大は困難であるため、協力薬剤師を増加させ、時間外救急医療の充実を図っていく。
道に求める 支援措置等 の 内 容	薬事法第7条第3項における管理薬剤師の兼務許可に関する要件の特例 〔都道府県知事の管理薬剤師の兼務許可に関して、北海道保健福祉部長 通知（管理兼務許可取り扱い要領）に定める許可要件の特例措置を適 用する。〕

2 道の対応

決定年月日	平成20年2月1日
道の対応	医療機関は、処方せん交付に関し、患者に対して特定の薬局への誘導が禁止され、また、薬局は、すべての医療機関からの処方せんを応需する責務が課せられている中、特定の薬局や一部地域（市町村単位）の薬局を対象として管理兼務を認めることとはならず、全道域で検討すべきことから、薬局管理者の兼務については、夜間、休日の救急医療体制が図られないなどの地域事情等を勘案し、その公益的役割から、道が定める「薬局等の管理者の管理兼務許可取扱要領」において、新たに許可要件を検討し、全道的に対応する。